

平成二十八年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

平成二十八年九月十四日（水曜日）

出席委員（十二名）

委員長 奈良岡 文 英

副委員長 前 田 信 一

委 員 五十嵐 忍

小 野 稔

吉 村 忠 男

佐々木 政 美

浅 利 直 志

奈 良 完 治

藤 林 公 正

相 馬 勝 治

横 山 哲 英

野 呂 日出男

欠席委員（二名）

委 員 阿 部 祐 己

工 藤 健 一

説明のため出席した者

町長部局

町長	平田博幸
副町長	五十嵐晋
総務課長選管事務局長併任	能登谷英彦
企画財政課長	榊淳一
税務課長	三浦郁雄
住民課長	久保田整
福祉課長	齋藤美津昭
建設課長	阿部悟
農政課長農委事務局長併任	横山精逸
会計管理者・会計課長	幸田信雄
上下水道課長	對馬猛清
監査委員	神忠勝
選管委員長	三浦秀男
教育長	武田登
学務課長	兵藤範明
生涯学習課長	森篤
学校給食センター所長	佐々木盛男

農業委員会会長

野呂廣志

地方創生推進室長

工藤峰靖

事務局職員出席者

事務局 長

三浦孝司

係 長

久保田育子

審査日程

議案第五十四号 平成二十七年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

議案第五十五号 平成二十七年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十八年九月十四日

開 議 午前十時

○委員長（奈良岡文英君）

開会前ですけれども、時刻前ですけれども、皆さんおはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局より報告していただきます。

○事務局長（三浦孝司君）

一番阿部祐己委員より所用のため、十番工藤健一委員より自宅療養のため欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

○委員長（奈良岡文英君）

ただいまの出席委員数は十二名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。審査日程に従い、本日は議案第五十四号平成二十七年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を初めとし、全部で二件を審査する予定であります。各事業会計について、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第五十四号平成二十七年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第五十四号平成二十七年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要についてご説明いたします。決算書の三百四ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。まず、収入が総額で三億八千七百八十七万九千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億六千九百七十一万四千円余りで、そのうち、仮受消費税及び地方消費税が二千七百三十四万二千円余りであります。

第二項営業外収益が一千七百七十二万六千円余りで、そのうち仮受消費税及び地方消費税が二十万四千円余りあります。

第三項特別利益は、貸倒引当金戻入益の四十三万九千円であります。

次に、支出でございますが、総額で三億六千八百八十九万八千円余りあります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億三千四百四十八万八千円余りで、そのうち、仮払消費税及び地方消費税が一千三百三十三万七千円余りあります。

第二項営業外費用が三千百九十三万九千円余りで、そのうち、納付する消費税が一千二百六十万一千円で、この消費税は費用には計上されないものであります。

第三項特別損失が二百四十七万円余りで、内訳といたしましては、死亡、住所不明等及び生活困窮者の水道料金の不納欠損分であります。

続いて、三百六ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で一億五百二十六万五千円余りあります。内訳といたしましては第一項負担金が三百万五千円余りで、これは消火栓更新工事費に対する一般会計からの負担金であります。

第二項出資金が五百六十四万八千円、これは上水道の広域運営を促進するための企業債の償還元金の経費として、一般会計から繰り入れした出資金であります。

第三項長期貸付金九千六百六十一万二千円は、これは農業集落排水事業会計への貸付金の繰上償還分であります。

次に、支出が総額で一億五百八十一万八千円余りであります。内訳としましては第一項建設改良費が五百六十九万七千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が三十六万八千円余りであります。主なものといたしましては、三百二十六ページをお開きください。第一節委託料の白子バイパス関連配水管移設工事設計業務委託料が百五十六万六千円、第二節工事請負費の消火栓更新工事が三百万五千円余り、旧管理人住宅フェンス設置工事費が百十二万五千円余りあります。

第二項固定資産購入費一千二百二十八万円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が七十二万四千元であります。主なものといたしましては、三百二十六ページ、第二節委託料の水道資産評価等システム構築事業が六百三十万円、新水道ビジョン策定事業が百五十一万二千円、水道事業アセットマネジメント策定事業が二百九十一万六千円あります。

第三項企業債償還金八千七百八十三万九千円余りで、償還先別件数では、財政融資資金が十八件、地方公共団体金融機構資金が八件、民間資金が四件であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額五十五万二千円余りについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填したものであります。

三百十八ページをお開きください。次に、事業の概要のうち、主に業務量につきましてご説明いたします。給水人口が昨年と比較して百八十人減の一万五千三百四十五人、給水戸数では五戸減で五千三百八十九戸、年間総配水量が八千九百三十六 m^3 減の百四十七万四千四十四 m^3 、年間総有収水量が二万七千八百三十二 m^3 減の百三十万四千二百七十九 m^3 あります。

続いて、三百二十一ページをお開きください。次に、企業債についてご説明いたします。

平成二十七年度末企業債残高は、八億四千六百七十五万円余りあります。借入先別では、財政融資資金が十八件で、

六億五千三百六十九万一千円余り、地方公共団体金融機構資金が八件で、一億四千九百十一万八千円余り、民間資金が四件で四千三百九十四万円余りであります。

続いて、三百二十三ページをお開きください。次に、収益及び費用についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は、三億六千四十五万円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億四千二百三十七万二千円余りで、そのうち第一目給水収益が三億四千百五十一万八千円余りであり、給水収益の内訳といたしましては、水道料金が三億三千百七十三万九千円余り、メーター使用料が九百七十七万八千円余りであります。第二目受託工事収益が二十四万四千元、第三目他会計負担金が十八万円余り、第四目その他営業収益が四十三万円であります。

次に、第二項営業外収益が一千七百六十三万九千円余りで、内訳といたしましては、第一目受取利息が三十九万九千円余り、他会計補助金八万九千円、これは上水道の広域運営を促進するための企業債の償還利子の経費として、一般会計から繰り入れした補助金であります。第三目長期前受金戻入が一千四百五万九千円余りで、これは平成二十六年度から地方公営企業法の改正に伴い、減価償却費に対応する現金収入を伴わない収入であります。第四目雑収益が三百九万円余りで、主なものは水道企業団保守業務委託料及び水道検針業務の下水道及び集落排水業務分の負担金であります。

次に、第三項特別利益は、貸倒引当金戻入益の四十三万九千円であります。

続いて、三百二十四ページをお開きください。次に、費用についてご説明いたします。費用総額は三億四千二百九十六万円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億二千百十五万一千円余りで、そのうち、第一目浄配水費が一億五千六百七十五万四千円余りで、主なものといたしましては、第四節委託料が百五十五万一千円余り、

委託料の主なものとして、電気保安業務委託料が四十三万八千円余り、水質検査委託料が二十二万四千円余り、浄水場定期点検業務委託料が四十万円であります。第五節修繕費が二千四十五万三千円余りで、修繕費の主なものとしたしましては、配水管・仕切弁修繕費が四百二十二万七千円余り、水道管移設工事費が八百三十四万円、常盤浄水場インテリジェントプリンタ修繕費が百十六万円、メーター取替工事費が三百四十四万円、交換用メーター修繕費が二百三十三万円余りであります。第六節動力費が五百七十五万四千円余り、第八節受水費が一億二千八百五十八万五千円余りで、これは、津軽広域水道企業団から水を買うための費用であります。第二目受託工事費が十九万五千円余りあります。第三目総係費が五千六百三十五万九千円余りで、主なものとしたしましては、給与、手当、法定福利費及び賞与・法定福利費引当金の職員給与費が四千三百七十五万四千円余り、三百二十五ページ、第十二節委託料が六百四十二万九千円余りで、委託料の主なものとしたしましては、水道メーター検針業務委託料が三百八十九万六千円余り、電算機器保守委託料が百二万九千円あります。第四目減価償却費が一億七百八十四万一千円余りで、主なものとしたしましては、建物分が三百三十八万七千円余り、構築物分が八千四百二十三万一千円余り、機械及び装置分が一千六百四十六万三千円余り、工具、器具及び備品分が三百二十三万七千円余りあります。

次に、第二項営業外費用が一千九百三十三万八千円余りで、内容としたしましては企業債利息であります。償還先別では、財政融資資金が十八件で、一千五百十九万三千円余り、地方公共団体金融機構資金が八件で三百六十九万五千円余り、民間資金が五件で四十四万九千円余りあります。収益から費用を差し引いた当年度純利益が一千七百四十九万円余りで、黒字決算となったものであります。

以上で、水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良岡文英君）

決算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

企業会計になり、なおかつ長期貸付金の返還もされたということで、資本的収支に返還金は充てられたというようなことで、それらの点については評価しておるところであります。それで、資本的収支及び支出にかかわることなんですけれども、結局九千三百万円ほどでしたか、返って来たのは、結局は貸借対照表を見ると、現金がふえたというようなことになったのかなというふうに受け取っているんですけども、返済金のその区分といいますか、それはどういうふうな動きだというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

この集落排水事業からの九千六百万円ほどの償還金につきましては、現金預金のほうに計上されております。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

先ほど、課長の説明の中で、給水人口ですか、これが百八十人ぐらい減りましたよというふうな説明があったんですけども、これも空き家だとかふえて、各集落で今、人が減っているというようなことなのか、それともどこかいわゆ

る二十人、三十人のところがどっと減ったとか、そのようなことなんでしょうか、実情はどういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。この給水人口の減少につきましては、給水戸数も五戸減っているということもありますし、当然、人口減少という傾向が続いておりますので、それに伴うものでございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は三百十九と三百二十にかかわることです。ここに事業費にかかわる事項ということで、給水原価、これが計算式も、有収水量分の経常費用、この計算式も示されているんですけども、これでいきますと、 m^3 当たり二百五十円ほどだというようなことなんでしょうかという表示があるんですけども、この給水原価に対してどれくらいで供給しているのかというようなこと、それから、仕入れから見て、仕入れ、経費、それらから見て、どういうふうに理解すればよろしいものなんでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。企業団の、当然、決算上黒字になっているわけでございますので、仕入れ、いわゆる企業団からの受水費に対しまして、この水道料金で得られる収益、こちらのほうが上回っているというような理解でよろしいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ですから、それがどれくらいなのかと。もとのほうの給水は二百五十円ぐらいで供給しているけれども、いわゆる費用だとか、人件費だとかを含めて、企業団から仕入れたものですね。その辺の差額というのはどれくらいあるのかなということなんですけれども。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。ちょっとその、差額まではちょっと出しておりませんが、企業団からの受水費につきましては、一 m^3 当たりの基本料金というものが四十五・七四円、これに消費税がつきますが、それとあと使用料金が一 m^3 当たり十九・九円、これに後で消費税がかかるんですが、合計しますと六十六円ほどということになります。その差額ということになると思います。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十四号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十五号平成二十七年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第五十五号平成二十七年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、概要についてご説明いたします。

決算書の三百四十二ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が、総額で六億四百七十七万六千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が二億一千九百四十万二千円余り、そのうち、仮受消費税及び地方消費税が一千四百七十七万七千円余りであります。

第二項営業外収益が三億八千九十三万五千円余りであります。

第三項特別利益が四百四十三万八千円、そのうち、仮受消費税及び地方消費税が三十二万五千円余りであります。

次に、支出でございますが、総額で五億九千六百三十四万三千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が四億八千三百三十八万六千円余り、そのうち仮払消費税及び地方消費税が八百九十三万七千円余りあります。

第二項営業外費用が一億一千百十四万九千円余り、そのうち納付する消費税が百五十五万一千円余り、この消費税は費用には計上されないものであります。

第三項特別損失が百八十万七千円余りで、内訳といたしましては死亡、住所不明者等の下水道使用料金の不納欠損分であります。

続いて、三百四十四ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で三億四千百十五万四千円であります。内訳といたしましては、第一項企業債が一億七千七百万円であります。

第三項補助金が二千二百五十五万円、これは防災安全交付金（藤崎町流域関連公共下水道雨水浸水対策事業）に係る国庫補助金及び最適化整備構想策定事業に係る県補助金であります。

第四項出資金が一億四千百五十万四千円、これは企業債の償還元金等の経費として一般会計から出資金として繰り入れしたものであります。

次に、支出が総額で五億八千四十八万四千円余りであります。内訳といたしましては、第一項建設改良費が五千三百六十七万八千円余り、そのうち、仮払消費税及び地方消費税が三百二十七万七千円余りであります。主なものといたしましては、三百七十一ページをお開きください。第六節委託料の藤崎町流域関連公共下水道事業測量・地質調査業務委託料が百六十七万四千円、同実施設計業務委託料が一千八百三十六万円、白子バイパス関連下水道管移設設計業務委託料が二百五十万五千円余り、最適化整備構想策定業務委託料が五百十四万五千円、第二目岩木川流域下水道事業建設負担金が百九十八万円であります。

第三項企業債償還金が四億二千八百八万円余りで、償還先別件数では、財政融資資金が八十三件、金融機構資金が二十一件、かんぽ生命資金が二件、民間資金が五十三件であります。

第四項借入金償還金が九千六百六十一万二千円、これは水道事業会計から運転資金として借り受けした資金の繰上償

還分であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額二億三千九百三十三万円余りにつきましては、損益勘定留保資金等で補填したものであります。

続いて、三百五十六ページをお開きください。次に、事業の概要のうち、主に経営活動についてご説明いたします。

まず、加入状況ですが、加入戸数が前年度比六十八戸増の四千二十九戸となっております。年間汚水処理量が八万六千五百四十 m^3 減の九十八万三千七百三 m^3 で、年間有収水量が二千三十 m^3 増の九十二万三千八百七十九 m^3 となっております。

続いて、三百六十ページをお開きください。次に、企業債についてご説明いたします。平成二十七年度末企業債残高は、五十三億二千百五十五万五千円余りであります。借入先別では、財政融資資金が八十三件で、三十六億八百四十五万三千円余り、地方公共団体金融機構資金が二十一件で、一億四千三万七千円余り、かんぽ生命保険が二件で、二億二千五百六十三万一千円余り、民間資金が五十三件で、十三億四千七百四十三万二千円余りであります。

続いて、三百六十三ページをお開きください。次に、収益及び費用についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は五億九千四十五万九千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業収益が二億五百三十二万五千円余り、そのうち第一目下水道使用料が一億七千五百九十五万二千円余り、第二目雨水処理負担金が二千八百六十七万八千円、これは雨水処理費として一般会計から繰り入れたものであります。第四目その他営業収益が六十九万五千円、これは検査手数料及び指定排水設備工事業者審査手数料であります。

次に、第二項営業外収益が、三億八千百二万一千円余り、そのうち、第二目他会計補助金が二億一千五百七十一万八

千円、これは一般会計から繰り入れした補助金であります。第三目長期前受金戻入が一億六千五百二十一万七千円余り、これは減価償却費に充当する現金を伴わない収入であります。第四目雑収益が八万六千円余りであります。

次に、第三項特別利益が四百十一万二千円余りで、主なものとしては、岩木川流域下水道維持管理負担金精算還付金が四百六万六千円余りであります。

続いて、三百六十五ページをお開きください。次に、費用についてご説明いたします。費用総額は五億八千三百六十五万二千円余りであります。内訳といたしましては、第一項営業費用が四億七千四百四十四万九千円余り、そのうち、第一目管きょ費が一千九百六十六万一千円余り、主なものといたしましては、第二節光熱水費が三百九十四万一千円余り、第四節委託料が一千六十八万七千円余り、委託料の主なものといたしましては、公共下水道事業では、污水管清掃業務委託料が三百万円で、農業集落排水事業では、マンホールポンプ維持管理業務委託料が百八十万二千円余り、污水管清掃業務委託料が百九十八万円、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が百七十五万七千円余り、第五節修繕費が三百七十六万八千円余りで、修繕費の主なものといたしましては、農業集落排水事業のその他緊急時修繕が二百四十六万五千円余りであります。

続いて、三百六十六ページをお開きください。第二目処理場費が五千三百九十一万六千円余り、主なものといたしましては、第五節委託料が一千五百九十八万九千円余りで、委託料の主なものといたしましては、污水处理施設維持管理業務委託料が一千四百二十一万四千元、第六節手数料が七百八十一万八千円余り、手数料の主なものといたしましては、汚泥収集運搬が三百二万四千円余り、脱水汚泥運搬が二百五十四万八千円余り、脱水汚泥処分が二百二万三千円余り、第七節修繕費が一千百四万六千円余りで、修繕費の主なものといたしましては、常盤地区処理施設自動微細目スクリーン工事費が百五十一万五千元、各処理施設機器等緊急時修繕費が七百五十三万円余り、第九節動力費が一千五百九十七

万五千円余りで、これは処理場の運転に係る電気料であります。第四目流域下水道維持管理負担金が三千三百六十三万五千円余りであります。第五目総係費が一千八百二十三万八千円余りで、主なものといたしましては、給与、手当、法定福利費、引当金の職員給与費が一千三百一万二千円余り、続きまして、三百六十八ページ、第十三節負担金が四百六十七万七千円余り、負担金の主なものといたしましては、農業集落排水事業で、飯田林崎処理施設維持管理負担金が二百四十一万一千円余りであります。第六目減価償却費が三億四千七百三十七万四千円余り、主なものといたしましては、公共下水道事業では、構築物分が一億四千七百六十万二千円余り、機械及び装置分が九百五十九万九千円余り、農業集落排水事業では、建物分が二千八百六十八万五千円余り、構築物分が一億七千八百九十九万七千円余り、機械及び装置分が四千三百三十三万九千円余りであります。

次に、三百六十九ページ、第二項営業外費用が一億七百三十九万五千円余りで、内訳といたしましては、第一節企業債利息が一億七百二十九万九千円余り、償還先別では公共下水道事業で、財政融資資金が五十六件で三千七百六十五万五千円余り、金融機構資金が十九件で二百六十一万四千円余り、かんぽ生命資金が二件で三百五十五万二千円余り、民間資金が三十五件で八百三十三万九千円余り、農業集落排水事業で、財政融資資金が二十七件で五千六百六十二万二千円余り、金融機構資金が六件で四十九万二千円余り、民間資金が十八件で三百二万二千円余りであります。収益から費用を差し引いた当年度純利益が六百八十万七千円余りで、黒字決算となったものであります。

以上で、下水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良岡文英君）

決算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

黒字決算となりましたという最後の報告もあったんですけども、現状はそんなに甘いものじゃないんでないかなというふうに思ってもおるんですけども、質問ですけども、とりあえずこの三百七十一ページの委託料、四千二百七十五万円の内訳として、藤崎町流域関連公共下水道雨水浸水対策事業測量地質調査業務委託料一千六百七十四万円、そしてそれらに基づく実施設計一千八百三十六万円となっておるんですけども、これは実際委託された業者、委託した業者名を明らかにしていただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。このうちの上段の測量地質調査業務委託を請け負った業者は、株式会社青林建設コンサルタント。続いて、その下の実施設計につきましては、株式会社日測コンサルタントでございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

本定例会の初日に、事業費が五億五、六千万円ほどから、十二億円ほどに増加するというふうな、増加幅はちょっと今手元に資料を見てみればわかるんですけども、七億円から十四億円、町長がそう言っているんですから、正しいんでしょう。その増加する要因の一つに流入量の計算違いというよりも、現場に合わせてやると流量がふえるとか、そういうこと、あるいは、ですから、工事の製品そのもの、深さなどを変えるというようなことで、工事費が増加すること

になったんですけれども、そうすれば、これらの委託の業者、どこの段階でそれらの増加した工事でやらざるを得ないというふうな段階で、判断なさったんですか。ここのいわゆる地質調査だとか、やった結果そうなったんですか。その辺の経過を説明していただきたい。

○委員長（奈良岡文英君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

時期的なものについては、担当課長から後ほど答弁させます。いわゆる全国至るところ、あるいは地球規模で地球環境のいろいろな意味でのその影響があって、我が国日本も至るところでゲリラ豪雨が発生してございます。当初は西豊田地区、そしてまた五能線から南のほうの本町の雨水対策の事業ということで、積算しながら担当課ではいろいろ県、国土交通省とのやり取りもあって、調査した結果、認可を受けました。そういう中であって、途中で実施設計、そして測量の確定が終わる前に、県、そして国土交通省の指摘もあって、一時間で七十ミリを超える雨量は、今のままでしたらはき出せないということで、設計変更、そして測量、実施設計の変更もやむなしということでこの建設工事費が総体額で倍増したということでございます。時期的なものに関しては、担当課長から答弁させます。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

この測量及び実施設計の入札を行ったのが六月の二十九日です。その後、実際測量及び地質調査に先に業者が入りまして、現地を詳しく調査しまして、それをもとに、実施設計を行ったということございまして、今、町長がおっしゃ

った答弁したその額、この実際の額の設計内容の変更をしなければならないというようなことがわかったのは、二十七年の十二月ごろ、それ以降ということでございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、従来はそうすれば、町長、一時間当たり七十ミリというそれにも耐え得るようなことが必要ではないかというようなことでやったというか、変更も……、従来はそうすれば一時間当たりどれくらい、流量としてはどれくらいの基本設計を考えていらっしゃったんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは流量がふえたとか、減ったとか、そういう意味で設計変更したというのではございませんで、あくまでも現地調査した結果、この水路の勾配がほぼないような現状でございましたので、それで、その一時間当たりの量を下流に流すには、断面を大きくしなければならないという結果になったもので、それに基づいてこういうような設計になったものであります。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

工事費増加理由と、これは我々に配ったあれですよ。上下水道課の全員協議会に配った二号幹線工事費増加理由、U型側溝、これを二千から二千八百に変更すると。流量計算の結果、現地は勾配が緩くというふうになっているんですけども、流量も関係あるんじゃないですか。全然ないというふうな言い方を今しているんじゃないですか。説明不足じゃないですか、それ。はっきり説明してくださいよ。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

流量計算につきましては、その断面でどれだけ流せるかという計算でございまして、その計算式には水路の勾配というものが重要な要素になっておりまして、その勾配が急であれば急なほど、水の流れは一分当たりとか、一時間当たりの量がふえるんですけども、勾配が緩いと、その分流れが悪くなるので、その一分なり一時間当たりの流せる量が少ないと。そういう量という意味でございまして。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

勾配だとかを含めて計算を、勾配、流量を計算し直したというようなことはあるというふうな説明を受けたので、ある程度それは納得したんですけども、その中で、実際、この工事費の中で、ふえた要因のもう一つの理由として、仮設道路及び矢板の設置、鋼矢板の設置というふうな部分で三億七千五百万円ふえるんだというふうな説明を我々は受けているんですけども、そうすれば、この基本設計の時点で、この仮設道路というのは、なかったんですか、その辺は

どういふことなんでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。当初の七億三千万円ほどの予算を積算した時点では、仮設道路という形では計上されておられません。取りつけ道路という形で部分的に現道から近い部分、そこを取りつけ道路という形で部分的に工事車両が出入りするという形では計上されておりましたが、水路本体、全線仮設道路をやるというような設計ではございませんでした。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうすれば、あの箇所の場合、仮設道路も必要だったのではないかと、初めからそういうのが想定されるということでもあったので、その辺は足りなかったところなんじゃないんですか、基本設計というか、そういうふうな段階で。その辺はどういうふうに評価なさっているんですかということが一つと。

もう一つ、この結局公営企業でやることになったと。補助率は二分の一というふうに聞いておるんですけれども、そうすると、足りない分、例えば十一億円だら十一億円、十億円でもその半分は企業債で賄うんだというような言い方をして、我々説明を受けた記憶を持っておるんですけれども、二分の一と。その足りないあと二分の一は企業債でやるということは、結局、現在でも累積欠損金が二億円もある公共下水道会計で、企業会計で、それにいわゆる住民負担や、

そういう料金体系に影響を与えることになりはしないかという懸念を私は持つんですけれども、その辺はどのようなふうな出資金で補填するんですというようなことなのか、実際、今回の九千万円でも出資金で補填したりしていますけれども、その辺の財政的な企業会計って、下水道会計に与える影響というのはどのようなふうに見込んでいらっしゃるのか、その点をお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

町長。

○町長（平田博幸君）

この工事によって、例えば企業会計の中で、町民に負担をかける、例えば水道料金を上げるとか、あるいは下水料金を上げるとか、そのことは一切も考えてございません。あくまでも年数も長期的にかかるし、その半分は町の借金と残りますけれども、企業債で対応して工事を完了したいと、そう思っています。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

前段の質問でございますが、基本設計のほうで仮設道路を見なかった、見ていなかったのはどういうお考えかということではございますが、それにつきましては、その当時のその設計の内容というか、委託内容にもありますけれども、あくまでも現地調査を行っていないという、これは調査でございましたので、その点につきましては、私、個人的には見なかったのも取りつけ道路で考えたというのもいたし方ないのかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

町長、今、下水道料金や、そういうものに一切影響は与えない予定だと。予定ですよという言葉は使わなかったですよ。一切与えないですと言いついていたんですけれども、担当課長、それは間違いないんですか。それも間違いないじゃなくて、それは同じようなお考えで現時点で運営していくということですか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

この事業自体はそのような予定でスタートしておりましたので、これからも現時点ではそういうふうに担当課といたしましても考えております。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいま企業債の分のこの負担のお話が出ましたけれども、企業債の負担につきましては、一般会計から繰り出すという形で処理をしておりますので、下水道料金そのものには影響はないものというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

下水道料金そのものには影響を与えないように繰り出すと。つまり、出資金なのか、補助金なのか、その性格によって違うんでしょうけれども、出資金にしてやるのが筋かなというふうに私としては思っておりますので、とにかく集排及び下水道に直接関係あるようで関係ない事業でもありますので、その辺の一般会計での配慮を強くはっきりさせておきたいと思います。

その次に、お聞きしたいのは、この費用のところ、三百六十七ページですか。その中のこれは給料のところですけども、時間外勤務手当、下水道のほうは三万四千二百五円、農集排のほうは三万一千三百十八円というふうになっておるんですけども、これは時間外勤務手当というのは、どういうふうな、単純に三十分延長すれば三十分分、そして一カ月は一カ月、十二カ月は十二カ月積み上げていくのかどうか。その辺の算定の仕方を明らかにしていただきたい。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

時間外勤務につきましては、一カ月単位で集計しておりまして、それを積み上げたものでございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

時間外勤務手当のことなんですけれども、私も月に二、三度庁舎の前だとか、通るんですけれども、明かりがこうこうとついているケースがあるのを見ておるんですけれども、それで、集排と下水道については三万円と三万円ですから、

六万円ほど、これ担当者四人でしたか、五人分だと思っておりますんですけども、この算定に当たって、実際的な残業分というようなこととともに、何か枠といいますか、給料の一・五％ぐらい以内に抑えようとか、一％以内に抑えようとか、そういう庁内の申し合わせというか、そういうのはあるんですかいないんですか。その辺はどういうふうに時間外勤務手当というものを取り扱っていらっしゃるんですか。課長と総務課長、副町長でもいいですよ。お聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいま時間外勤務手当のお話でございますが、これは予算の要求の通知というものを示してございます。その中におきまして、時間外勤務手当の要求の目安というものを示してございます。その中では、昨年度までは一％ということでお示しをしております。今年度からは一・五％というふうに示しているところであります。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

一・五％に引き上げられたというようなことなんでしょうけれども、実態的にサービス残業にならないような措置を講じていただきたいし、必要ならば臨時職員も配置してやるべきではないかということをお願いしておきたいと思います。

それで、会計全体について、どういうふうな認識を持っていらっしゃるのか、欠損金が二億円ほどございますんですよね。たしか、貸借対照表でいきますと。これらの企業会計になって、より厳格になったというような、下水道会計貸

借対照表、二億円もなかったでしたか。その辺の全体の貸借対照表上で、繰延収益合計というのがありますけれども、それはどういうふうに受けとめて、認識すればよろしいのでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

全体ということでございますので、決算の説明では黒字決算ということでご説明は申しましたが、実際は起債残高も相当ございますし、そういうことを考えれば、当然厳しい経営ということでご考えております。それで、下水道事業に關しましては、最適化整備事業ということ、この集排施設の維持管理、今後どうすればいいかということ、計画をしたわけでございますが、やはり最終的には処理施設の統廃合や公共のほうの下水道へ接続するという、そういうような考え方も当然必要になってくるのではないかと整備構想のほうでもその辺は触れてございますが、やはり将来的にはそういう方向に持っていくべきとは考えてございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今、最適化構想をつくらせている、五、六百万円出してやったと思っっているんですけども、その中の一部に触れていただいたので、その点は理解いたしました。

それで、この貸借対照表の三百五十、三百五十一、三百五十二に、こうなっているんですけども、この貸借をバランスよくするために、この三百五十二ページを見れば、欠損金合計というのがわかるわけですので、これを何か一ページ、

三百五十一ページにまとめたらいかがなものなんでしょうかと思うんですけれども、どうでしょう。何かこう分けている意味合いが資本の部としてわかりやすくしたんだとかという意味合いなんでしょうか。それとも普通はこの三百五十、三百五十一におさまったほうがわかりやすいのではないかなと思うんですけれども、どうでしょう。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

これにつきましては、様式ということで示されてございましたので、それに沿った形でございますが、その辺は検討させていただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十五号は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審査をいただき、大変ご苦労さまでございました。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午前十一時三分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日出男

委 員 長 奈良岡 文 英